

第3回 習志野市新庁舎建設工事技術審査委員会 議事要旨

【日 時】平成26年10月10日（金）9：30～11：00

【場 所】市役所 仮庁舎3階大会議室

【出席委員】伊藤清委員、倉斗綾子委員、桜田由香里委員、廣田直行委員、柳澤要委員、西村徹委員
以上6名(名簿順)

【欠 席 者】なし

【事務局など】習志野市新庁舎建設本部：井手潤一副本部長、江口浩雄主幹、
鈴口榮二主任主事、橘俊博主事、笹森洋輔主任技師
アドバイザー業務委託事業者：(株式会社三菱総合研究所)大熊修司、長岡宏樹
：(日本管財株式会社)山本隆、山本雅也
：(株式会社佐藤総合計画)渡辺猛、河田健、龍神勇佑
夏川裕介、川波信司、村松岳人

発言者	意見・決定項目等
	1. 議事 最初に、審査結果の公表方法についての議事から開始した。
委員長	(2) 審査結果の公表について 審査内容の議事に入る前に、まずは10月21日に確定する審査結果をどのように公表していく事を想定しているかについて、事務局より説明をお願いしたい。
委員長	事務局が、資料6、別紙1～3に基づいて説明。 第4回委員会を終えての流れの説明があったが、何か質問があればどうぞ。 (意見無し) 詳細は、当日に確認いただくようお願いしたい。
委員長	(1) 技術審査について (ア) 評価が分かれた項目と応募者への質問事項について 8日に各委員より事務局に対して審査の結果をご提出していただいた。第3回委員会では、現時点での各委員の審査内容を持ち寄り、技術提案書の疑問点・不明点や評価が大きく分かれた項目などの意見交換を行い、内容の共有化を図りたい。なお、この意見交換は評価の調整を行うものではない。 誤解や認識違いの確認をして、間違いの無い評価を図ることが目的である。 技術審査は、今回を含め10月21日の第4回で技術審査を終える必要があるため、進行などに御協力をお願いしたい。

	事務局が、資料２、３の基づいて説明。
委員長	まずは評価項目（１）全体　１）①について何か御意見はあるか。
委　員	CASBEE-S ランクの内容については、コミュニケーションの中で評価することはなじまないかもしれない。どうするとよいか。
事務局	本来であれば、エネルギーコストについて評価するべきであるため、ここでは評価対象としないと考えている。
委　員	事務局の認識の通りであると考える。
委員長	次に②工程管理についてはいかがか。まずは事務局から補足していただく。
事務局	計画通知の前に地盤改良を行う工程の応募者がいるが、計画通知が下りる前の着工は認められないため、内容の確認が必要となると考える。
委　員	計画通知が下りてない時点での着工は認められない。
委　員	体育館の使用を８月期限については、要求水準の通りではないか。
事務局	基本設計の全体工程には７月末という記載があるが、要求水準書の８月末が正しい。
委員長	であるならば、要求水準書に記載のある、当然履行すべき内容であるため、本項目は評価に値しないということで整理する。 評価は、各委員の意見を審査の参考にしていきたい。
委　員	作業時間が１８時となっている事業者がいるが、事務局はどのように考えるか。
事務局	要求水準書には原則１７時としている。
委員長	２）②の市内企業への対応について、何か御意見はあるか。
委　員	商工会議所との連携は素晴らしい提案なのだが、市内には商工会に加入していない企業もいることから、そういう方への配慮も加味して、評価する必要がある。
委　員	イベントの協賛や自社ＰＲで習志野の名産品を買い増しなど、ばらまきに近いものは

	どのように評価すべきか。私は評価すべきでないと思っている。
事務局	事務局でも非常に悩んだ。お金が落ちること自体はよいことである一方で、ばらまき とう観点でみると若干の疑問は残る。委員皆様の見識の中でご判断いただいた方が良い と考える。
委 員	ボランティアはどう評価するか。
事務局	ボランティアの行為は評価に値すると考えるが、ここで求める地域経済の活性化の評 価項目には該当しないと考えられる。
委 員	経済活性化に直接つながる提案を高く評価すべきで、ボランティアによる経済への効 果はあくまで間接的な効果であることから過度に高く評価する必要はないと考えてい る。
委 員	市内企業への発注金額について、その信用度などはどのように判断すればよいか。
事務局	ペナルティ条項を設けているので、提案した金額を達成できなかった場合は、ペナル ティを徴収する。あくまで、提案内容自体は信用性のあるものとして取り扱ってよいと 考えている。
委員長	地元経済への貢献について、各委員の意見を審査の参考にしていただきたい。
委員長	次に（２）設計業務 １）①市の業務継続性についてですが、ここは意見がわかれて いる項目になる。
委 員	発電機をディーゼルに変更すると各事業者の提案があるか、これは認めて良いのか。
事務局	ＶＥの中で変更は可能としている。タンクが小さくなることによる評価ができる。
委 員	オイルタンクが小さくなることで、どのような評価ができるのか。
事務局	Ⅱ期工事や将来計画において土地の制限を減らすことができる。ただし、外付けにす ることによる液状化対策が検討されているかなど考慮する必要がある。
委員長	一部事業者より、別途工事とする提案が出されており、まずは、それは評価対象から 除いたうえでご意見をいただきたい。 私から質問するが、一つの事業者より液状化対策として杭を使わない手法として特許を

	取得した工法を提案しているが、柱状図が記載されていないので判断がつかないが、N 値が 15m 程なら評価できると思われるが、事務局の見解は。
事務局	どのような理由で支持層の前提を変えているかという記述がないので、評価ができないという考えである。
委員長	承知した。他にご意見あるか。なければ別途工事とする提案の取り扱いについて、どうするか。
事務局	別途工事ということで入札金額に反映されないことから、そもそもの条件が異なるということから、評価対象から除くべきと考えている。
委員長	承知した。では次に、2) ①維持管理コストについて。ウォールスルーを中止することについてそれは何をもって同等とすると事務局は考えているか。
事務局	ウォールスルーエアコンの目的は、同じ執務室内で細かく空調調整ができるようにすることで、残業時などに職員のいる場所のみ空調を利用することで無駄を省く目的であった。その機能が他の空調でも確保されるのであれば、問題ないという認識である。
委員長	承知した。次に②エネルギーコストについてはいかがか。 (意見無し) 特になければ、(3) 1) ①品質の施工精度についての御意見や質問事項はいかがか。
委 員	前回の委員会の中で、配点を大きくしたが、あまり提案内容に差が出てこなかった印象がある。
委 員	クラウドやタブレットなどの IT システムを使うことは、複数の項目に関わってくるが、どのように審査に反映されるのか。
委 員	IT システムを導入するだけでは無く、それをどのように使用するかを具体的に書いてある提案については評価を上げることとした。 免震装置の下部基礎を PC (プレキャストコンクリート) 造とすることについて、皆さんの見地を聴きたい。
委 員	PC を使うことのみを評価する事は難しいと考える。据付部分の施工精度が問題なのでその点を併せて記載していないと評価できないものと判断した。
委員長	PC 造とすることについては、免震部分の品質は上がるが、やはり、施工精度が重要で

	ある。施工精度についての具体的な表記が無かったため、私はプラス、マイナスゼロの評価とした。事務局の見解は。
事務局	品質は向上される。精度については、要求水準を下回ることはないと考えられる。
委員長	了解した。次に②安全対策や防音対策について。記述内容に偏りがあったので評価にばらつきがあると思われる。
委 員	詳細に記載がされている事業者は、土地の特徴に合わせた対応を把握しているようだ。ここでは一般に考えて標準的に実施しているものを評価するべきかどうかのような判断をされましたか。
委員長	国や県などの総合評価では、施工基準の本に標準とされているものは対象外とし、それよりも高いものは対象にするという考えをしている。
委 員	参考にしたい。
委員長	次に③設備機器の調整についての御意見や質問事項はいかがか。
委 員	市として評価する提案の基準は何かあるか。
事務局	通常 2 年までの瑕疵担保は通常なので、それよりも期間が長いことや、実際の実施項目が手厚いことなどが提案の対象になると考えている。
委 員	有償か無償なのかという点は、質問事項として、確認すべきではないか。
委 員	アドバイスをすることと、実際に支援することなど書き方によって、微妙にとらえ方が変わってしまう。
委員長	技術提案書に記載されていることは無償と捉えて良いだろう。
委 員	今回総合評価についてはペナルティがないので、特に空調は提案通りに実施してもらうこととしても適切な性能が確保されなかったということは考えられるので、その対応をどうするか懸念が残る。
委員長	事務局は、今までの意見交換の結果を踏まえて応募者への質問事項を作成いただきたい。事務局から事実確認をしたい項目があるということで、その内容説明していただきたい。

	事務局より資料４に基づき説明
委員長	内容について、ご意見はあるか。特になければ、事務局は先ほどの質問事項と、この内容をまとめて、早急に応募者への送付を行うようにお願いしたい。 なお、早急に応募者への送付が必要であるとの認識から、質問事項の内容については、委員長一任で宜しいか。
各委員	承知した。
委員長	次に、この質問事項についての確認方法を、書面による確認か、ヒアリングによる確認か、決めることとなっている。まず事務局より流れについて、説明をしていただく。 事務局より資料５に基づき説明。
委員長	何か御質問はありますか。
委 員	提案書自体も書面で受領していることから公平性を担保する事を考えれば、書面による方法とすることを薦めたい。
委員長	書面による確認としたいとの意見があったが他に意見はありますか。特になければ書面による確認方法としたい。
委 員	応募事業者名の発表を行うタイミングについては、どのような理由があり、ここで実施するか。
事務局	前段で、既に技術提案評価が確定しており、実績評価については、自動集計の結果の確認であることから、技術提案評価が終わった時点での事業者名公表で問題ないと考えている。実績評価部分の自動集計内容を各委員に書類で確認いただきたい。
委 員	では、応募者名の発表はどこのタイミングにするか。
委員長	総合評価点の確定を終えた後の審査講評後、市長への結果報告前とする。
	閉 会

(以上)